

坂戸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項並びに坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

坂戸市監査委員 野村 康
同 加藤 則夫

1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和3年12月20日	中央公民館、三芳野公民館、勝呂公民館、千代田公民館、浅羽野公民館、大家公民館
令和3年12月21日	市民生活課、入西地域交流センター、城山公民館、北坂戸公民館

2 監査事項

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

今後とも最少の経費で最大の効果を上げられるよう、よりの確な予算計上や計画的・効率的な事務執行に努められたい。